

鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎等整備
基本構想・基本計画

令和元年(2019年) 7月
中野区教育委員会事務局子ども教育施設課

(目次)

1	中野区立小中学校再編計画（第2次）	
	（1）鷺宮小学校と西中野小学校の統合の考え方	1
	（2）統合新校の通学区域等	2
2	計画地周辺に関する状況	
	（1）敷地の現状	4
	（2）建築条件等	5
3	統合新校校舎等整備の基本的な考え方	
	（1）計画コンセプト	6
	（2）新校舎等の整備にあたっての基本方針	7
	（3）統合新校校舎等整備にあたっての具体的事項	7
4	全体施設計画	
	（1）施設規模の整理	9
	（2）諸室の機能図	11
	（3）各種計画	13
	（4）基本配置	16
	（5）外構計画	20
5	今後の留意事項	21

1 中野区立小中学校再編計画（第2次）

（1）鷺宮小学校と西中野小学校の統合の考え方

① 統合のスケジュール

2013年11月に決定した「中野区立小中学校再編計画（第2次）」により、2023年3月末に鷺宮小学校、西中野小学校を閉校し、同年4月に統合新校を開校する。

統合新校の新校舎は、現在の第八中学校の校地に建築するため、現在の第八中学校の校舎を取壊し、建て替えることとなる。

鷺宮小学校と西中野小学校の統合及び校舎建築に係るスケジュールは、以下のとおりである。

○鷺宮小学校・西中野小学校統合スケジュール（予定）

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
統合の準備					統合
基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	校舎建築工事 (第八中学校の位置)		新校舎 供用開始

② 学校統合委員会の設置

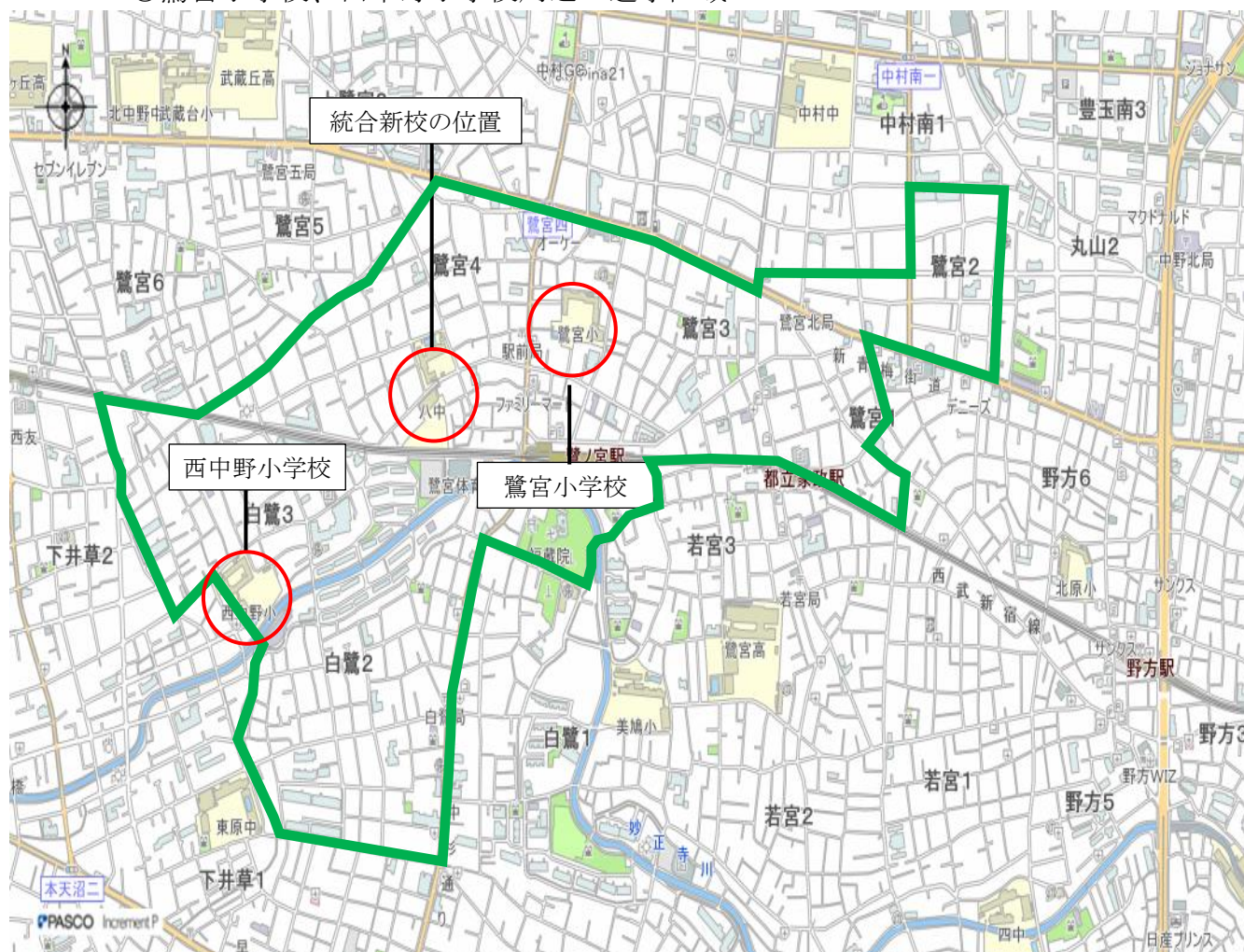
学校統合委員会は、教育委員会から委嘱された委員によって構成され、鷺宮小学校と西中野小学校の統合により設置する新校の名称や校章、校歌、校旗、学校指定品、校舎等の施設などについて協議し、その結果を教育委員会に報告することを役割とする。

(2) 統合新校の通学区域等

① 予定される通学区域

統合新校の通学区域は、若宮三丁目58番・白鷺一丁目30～31番・白鷺二丁目・白鷺三丁目・鷺宮一丁目6、14～21、24～31番・鷺宮二丁目・鷺宮三丁目・鷺宮四丁目となる。

○鷺宮小学校、西中野小学校周辺の通学区域



② 想定される学級数の推計と普通教室数

新校舎の供用開始時である2023年度の学級数は18学級の推計であるが、区では子育て支援を推進していることから、今後、児童の増加も想定される。

新校舎においては、各学年が1学級ずつ増加しても対応ができるよう、普通教室を24教室整備する。

【統合新校の児童数推計表】

学校名	年度	2023		2024	
	学年	児童数	学級数	児童数	学級数
鷺宮小・西中野小 統合新校	1	74	3	82	3
	2	94	3	75	3
	3	92	3	97	3
	4	85	3	93	3
	5	85	3	91	3
	6	98	3	84	3
	計	528	18	522	18

(参考) 統合前の両校の児童数推計表

学校名	年度	2018		2019		2020		2021		2022	
	学年	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
鷺宮小	1	63	2	54	2	44	2	60	2	58	2
	2	49	2	64	2	54	2	44	2	61	2
	3	55	2	49	2	64	2	55	2	45	2
	4	48	2	55	2	50	2	65	2	55	2
	5	44	2	48	2	56	2	50	2	65	2
	6	48	2	44	2	49	2	56	2	51	2
	計	307	12	314	12	317	12	330	12	335	12
西中野小	1	34	1	30	1	42	2	31	1	36	2
	2	40	2	34	1	30	1	41	2	31	1
	3	44	2	40	1	33	1	30	1	41	2
	4	25	1	43	2	39	1	33	1	29	1
	5	38	1	25	1	43	2	39	1	32	1
	6	27	1	38	1	24	1	42	2	38	1
	計	208	8	210	7	211	8	216	8	194	8

2 計画地周辺に関する状況

(1) 敷地の現状



①現第八中学校正門

②東側道路

③道路上空通路



④南側道路

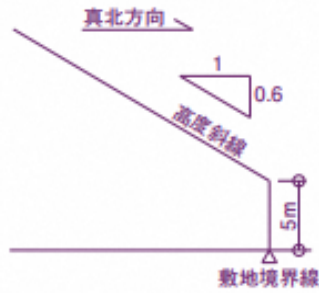
⑤西側道路

⑥北側道路



(2) 建築条件等

敷地の概要

項目	内容
所在地	東京都中野区鷺宮四丁目7番3号(住居表示)
前面道路 (北側敷地)	【北】 区道 44-270 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路 道路幅員：5.45～5.48m (一部、建築基準法第 42 条第 2 項道路 道路幅員：4.0m)
	【南】 区道 44-210 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路 道路幅員：4.78～5.78m
	【東】 区道 44-210 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路 道路幅員：5.33～5.76m
	【西】 建築基準法第 42 条第 2 項道路 道路幅員：4.0m
前面道路 (南側敷地)	【北】 区道 44-210 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路 道路幅員：4.78～5.78m
	【南】 隣地境界(西武新宿線線路敷)
	【東】 北 建築基準法第 42 条第 2 項道路 道路幅員：4.0m 南 建築基準法第 42 条第 2 項道路 道路幅員：4.0m
	【西】 隣地境界
用途地域	第一種低層住居専用地域
敷地面積	約 12,226 m ² (北側敷地：約 5,527 m ² 、南側敷地：約 6,699 m ²)
防火指定	準防火地域
容積率	150% (指定)
建ぺい率	北側敷地：60% (指定 50%+角地 10%) 南側敷地：50% (指定)
高度地区	第一種高度地区 
最高限度高さ	10m
道路斜線	適用距離：20m 勾配：1.25
隣地斜線	規定なし
北側斜線	立上り：5m+勾配 1.25
日影規制	範囲 5m：4.0h 範囲 10m：2.5h 測定水平面：1.5m

3 統合新校校舎等整備の基本的な考え方

(1) 計画コンセプト

中野区では主に以下の構想・計画等を踏まえ、新校舎等を整備していく。

○中野区基本構想	○新しい中野をつくる10か年計画(第3次)
・安心して産み育てられるまち	・地域の育成活動等の充実と育成者支援 (小学校内へのキッズ・プラザの整備と学童クラブでの放課後の子どもたちの安全安心な活動拠点の整備)
・自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち	・質の高い教育環境の整備 (学校再編による児童数や学級数の一定数確保と子ども同士の交流など、集団活動の良さを活かした活気あふれる学校運営) ・体力向上させる取組の推進 (児童の自発的な運動を誘発するための環境整備など、学校生活を通じた体力づくりの推進) ・特別支援教育の推進 (特別支援教育の充実、全小中学校に特別支援教室の設置)
・学びと文化を創造・発信するまち	・学校と連携した読書活動の推進 (地域開放型学校図書館の整備)

○ 中野区教育ビジョン (第3次)

- ・ 教育理念「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」

○ 中野区立小中学校再編計画 (第2次)

- ・ 鷺宮小学校、西中野小学校の統合

○ 中野区立小中学校施設改築等整備の考え方 (2007年8月)

- ・ 学習空間としての学校
- ・ 生活空間としての学校
- ・ 健康・体力を増進する学校
- ・ 地域コミュニティ施設としての学校

(2) 新校舎等の整備にあたっての基本方針

「中野区立小中学校施設整備計画」に基づき、以下の考え方のもと、新校舎等の整備を進めていく。

- ① 多様な学習環境を可能にし、地域活動の拠点となる施設の整備
- ② 効率的効果的な施設配置や施設設備の共同化
- ③ 今後の教育環境や社会状況の変化に対応できる学校施設の整備
- ④ 快適で安全かつ安心な施設環境の確保

(3) 統合新校校舎等整備にあたっての具体的事項

新校舎等の整備にあたっての基本方針に関する具体的な対応については、以下のとおりとする。

- ① 多様な学習環境を可能にし、地域活動の拠点となる施設の整備
 - ・ 校舎や校庭を一体的に使用していく新たな教育環境として、上履きを使用しない「一足制」での運用による校舎を整備していく。
 - ・ 新校舎は地域開放型学校図書館及びキッズ・プラザ（活動室、学童クラブ室、子育てひろば事業を行う乳幼児室）と併設になることから、地域の拠点として区民や子どもたちが利用しやすい、親しみの持てる施設をつくる。
 - ・ 災害時には屋内運動場等が有効に機能するよう、防災性能の高い施設として整備するとともに、通用門についても防災機能を意識のうえ可能な限り配置していく。
 - ・ 学級単位での学習のほか、チームティーチングによる学習、少人数指導、グループ学習等、多様な学習形態に対応できる施設をつくる。
- ② 効率的効果的な施設配置や施設設備の共同化
 - ・ 少人数指導教室として授業中使用する部屋を、放課後は児童会の活動場所としても活用するなど、限られた諸室を工夫して使用できるようにする。
 - ・ 図書室とコンピュータ室を一体的に整備し、「学ぶ」「調べる」「伝える」といった学習が効果的・効率的に行えるようにする。
 - ・ ランチルームや多目的室を、隣接するオープンスペースと一体的に整備するなど、諸室の機能は活かしつつも多目的・多機能なスペースとしても活用できる施設をつくる。
 - ・ 特別支援学級の設置にあたっては、西中野小学校の「しらさぎ学級」における教育環境を踏まえつつ、設置階層や教室の採光、通常学級との交流、トイレの位置等に配慮のうえ、引き続き障害の状態や状況に応じた適切な指導を行えるようにする。
 - ・ 発達に課題のある児童に落ち着いた環境で専門的な指導を行えるよう、学習環境に配慮した特別支援教室を配置していく。

③ 今後の教育環境や社会状況の変化に対応できる学校施設の整備

- ・ これからの情報教育の進展にも柔軟に対応できるよう、普通教室、少人数指導教室、特別支援学級におけるICT教育環境を整備する。
- ・ 環境教育の充実を図るとともに、ヒートアイランド現象等の環境問題に対応するため、施設の緑化などのほか、自然エネルギーを活用した省エネ・省資源型の施設づくりを行う。
- ・ 学校に必要な機能等を定めた標準仕様を基本とし、改築の経費や後年度負担（ライフサイクルコスト）の縮減も見据えた、できる限りコンパクトで維持管理のしやすい施設づくりを行う。
- ・ 既存の規模と同等以上の屋内運動場、校庭の整備を図り、体力づくりを進められる環境を整備する。

④ 快適で安全かつ安心な施設環境の確保

- ・ 児童が安心して気持ちよく過ごせる生活の場、異学年交流が行えるスペースをつくる。
- ・ 不審者の侵入防止や、学校周辺からの視線対策など、十分な安全・防犯対策を講じる。
- ・ 新校舎として、通学区域における児童推計値のほか、近隣道路の交通量や児童の登下校時の混雑等を配慮した通学門を整備していく。
- ・ 校庭、屋内運動場を中心とした学校開放を踏まえ、児童の学校生活の安心・安全を十分に確保したうえで子どもから高齢者、障害のある人にも不自由なく利用できるユニバーサルデザインの考え方による施設づくりを行う。
- ・ 地域開放型学校図書館やキッズ・プラザ等、学校運営と異なる管理主体を施設構成に含めることを想定した設計上の配慮を行う。
- ・ 道路を挟んだ校地形状を考慮し、不審者の侵入防止や児童と開放施設利用者との動線分離の徹底、学校周辺からの視線対策など、十分な安全・防犯対策を講じる。
- ・ 西武新宿線の連続立体交差事業による、学校敷地への影響も考慮した施設計画としていく。

4 全体施設計画

(1) 施設規模の整理

① 小学校

施設の規模は、「中野区立小中学校施設整備計画」による標準仕様を基本としつつ、統合後の児童数に応じた教室数や給食室等を確保する。

また、現在西中野小学校にしらさぎ学級があることから、統合新校においても特別支援学級を設置する。

なお、普通教室は、既存の寸法(縦9 m×横7 m)より大きく整備する(縦8 m×横9 mもしくは縦9 m×横8 m)。

② 地域開放型学校図書館、キッズ・プラザ

「新しい中野をつくる10か年計画(第3次)」等を踏まえ、統合新校については、地域開放型学校図書館及びキッズ・プラザも整備していく。

これらの学校以外の機能については、「中野区立小中学校施設整備計画」に定める規模を基本として整備していく。

【小学校、地域開放型学校図書館、キッズ・プラザの施設規模】

※普通教室1教室を1コマとする

種類	室名	標準仕様(18教室)					新校舎(24教室)		
		規模 (コマ数)	室数	合計 (コマ数)	1室の規模 (㎡)	合計 (㎡)	合計 (コマ数)	合計 (㎡)	
普通教室	普通教室	1	18	18	72.00	1,296.00	24	1,728.00	
特別教室等	理科室・準備室	2	1	2	144.00	144.00	18.50	144.00	
	図工室・準備室	2	1	2	144.00	144.00		144.00	
	音楽室・準備室	2.5	1	2.5	180.00	180.00		180.00	
	家庭科室・準備室	2	1	2	144.00	144.00		144.00	
	多目的室	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00	
	ランチルーム	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00	
	コンピュータ室	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00	
	少人数指導教室	0.5	3	1.5	36.00	108.00		108.00	
	特別支援教室	1	1	1	72.00	72.00		72.00	
	特別支援学級	0.5	3	1.5	36.00	108.00		108.00	
	特別支援学級(フレイルーム)	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00	
管理諸室	職員室	2	1	2	144.00	144.00	13.60	144.00	
	校長室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00	
	事務室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00	
	管理員室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00	
	管理員倉庫	0.25	1	0.25	18.00	18.00		18.00	
	保健室	1	1	1	72.00	72.00		90.00	
	教育相談室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00	
	印刷室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00	
	倉庫・教材室	0.5	6	3	36.00	216.00		280.00	
	教職員更衣室	0.5	2	1	36.00	72.00		72.00	
	放送室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		15.00	
	会議室	1	1	1	72.00	72.00		72.00	
	職員打合せ室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00	
	地域連携室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00	
	職員・来客トイレ	0.25	2	0.5	18.00	36.00		36.00	
給食室	給食室	5	1	5	360.00	360.00	5.00	360.00	
屋内運動場等	屋内運動場	12	1	12	864.00	864.00	12.00	864.00	
	プール関係諸室	2.5	1	2.5	180.00	180.00	2.31	166.00	
共用	エントランス	1.5	1	1.5	108.00	108.00	1.50	108.00	
	エレベーター	0.75	1	0.75	54.00	54.00	0.75	54.00	
その他	児童用更衣室	0.5	2	1	36.00	72.00	1.00	72.00	
	児童会室	0.5	1	0.5	36.00	36.00	0.50	36.00	
	PTA室	0.5	1	0.5	36.00	36.00	0.50	36.00	
	備蓄倉庫	1	1	1	72.00	72.00	1.00	72.00	
小計			74	3,690.00	5,328.00	80.66	5,807.00		
その他共用(小計×30%)	廊下・階段・トイレ等			22.2	1,598.40	1,598.40	24.20	1,742.40	
地域開放	キッズ・プラザ	活動室	0.83	2	1.66	120.00	560.00	7.76	560.00
		学童クラブ	1.66	1	1.66	120.00			
		乳幼児室	1.66	1	1.66	120.00			
		共用部分	2.78	1	2.78	200.00			
	地域開放図書館	学校図書館	2.50	1	2.50	180.00	288.00	4.00	288.00
		開放図書館	1.06	1	1.06	76.00			
	共用部分	0.44	1	0.44	32.00				
施設合計				107.96		7,774.40	116.62	8,397.40	

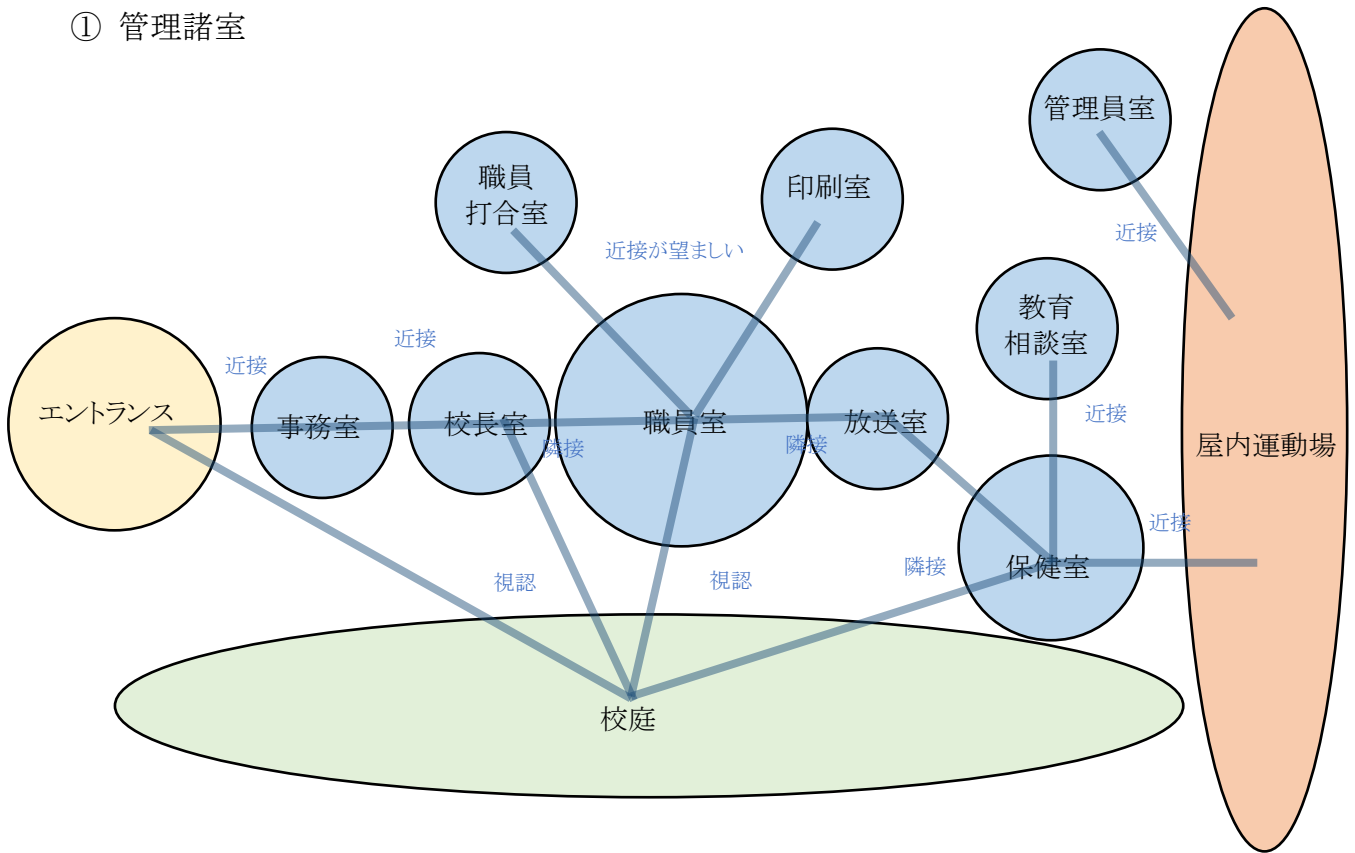
※ 面積 (㎡) からコマ数を算出している為、端数調整あり

(2) 諸室の機能図

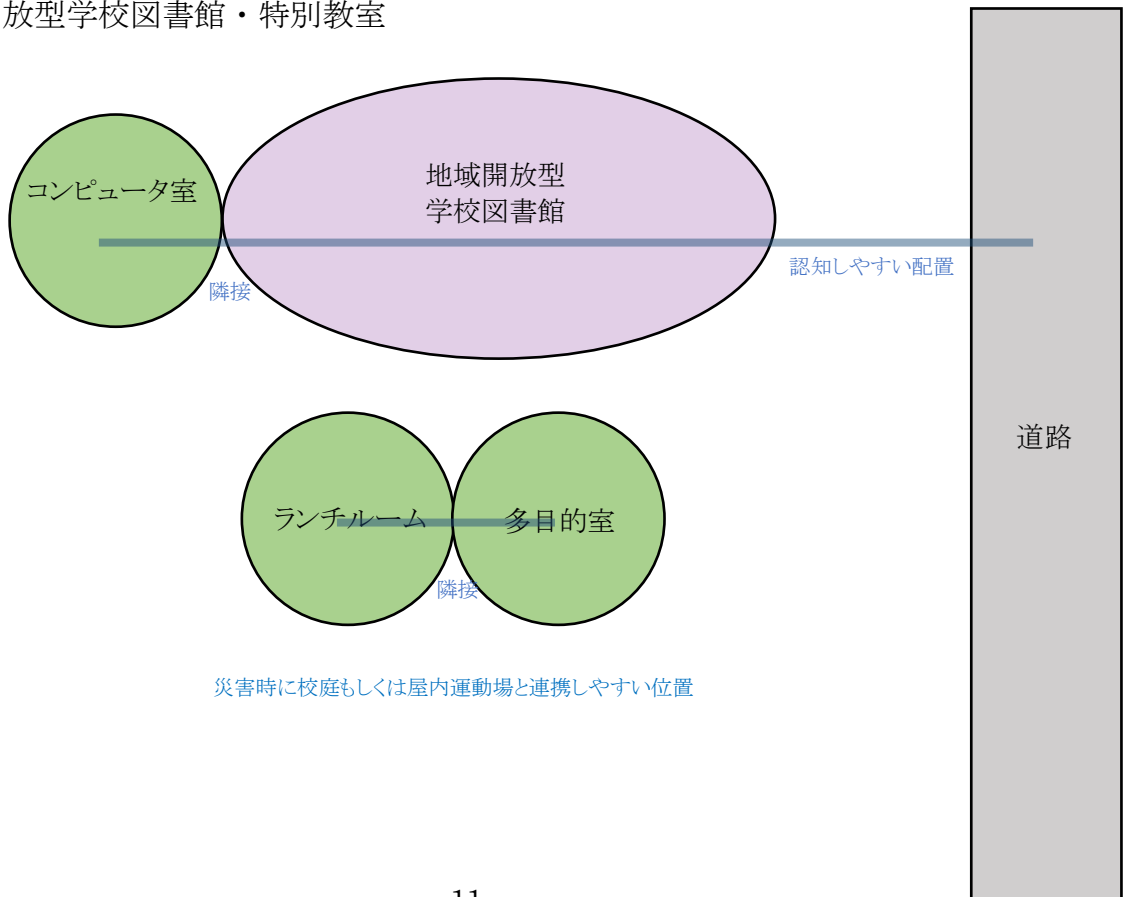
諸室配置の前提条件を以下のとおり整理する。

なお、道路を挟んだ校地形状であっても、以下の必要な機能が充足するよう、ソフト面を含めた対応を検討、実施していく。

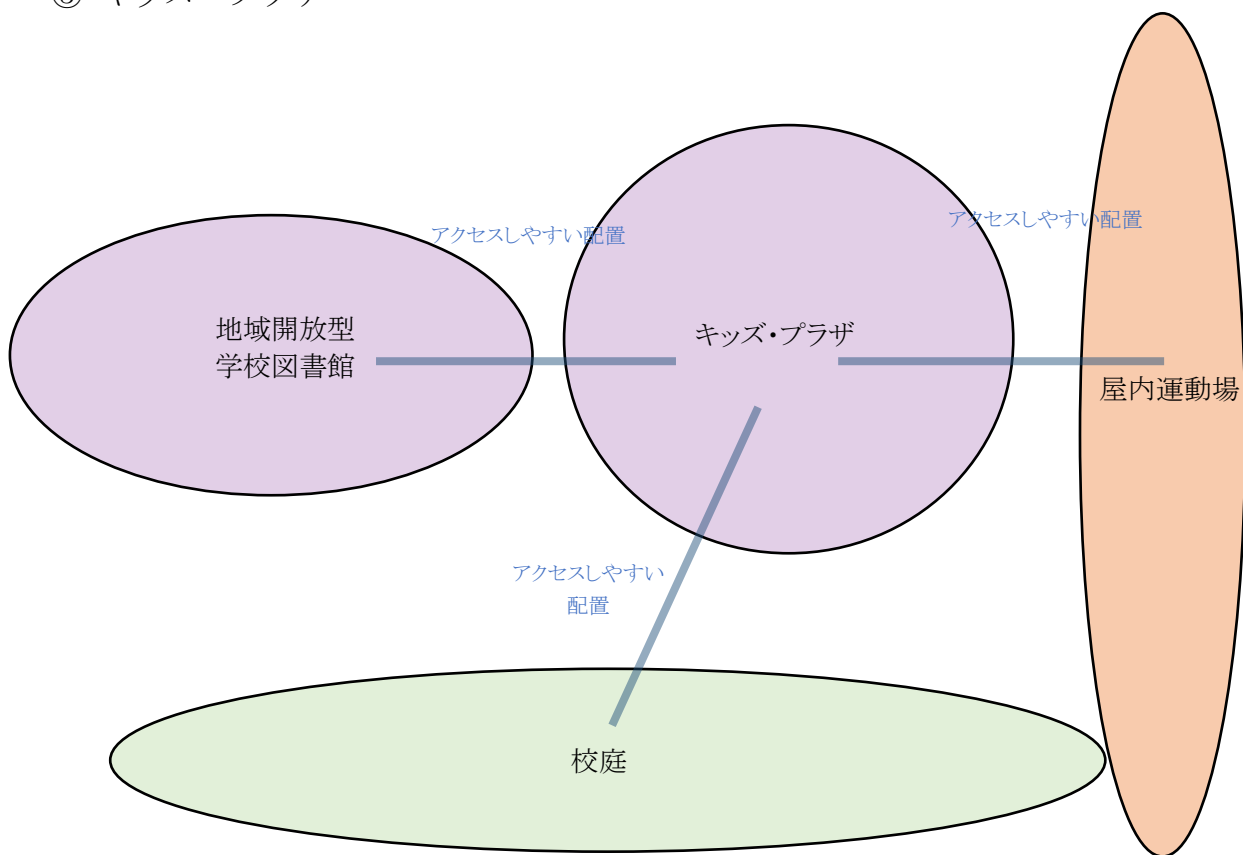
① 管理諸室



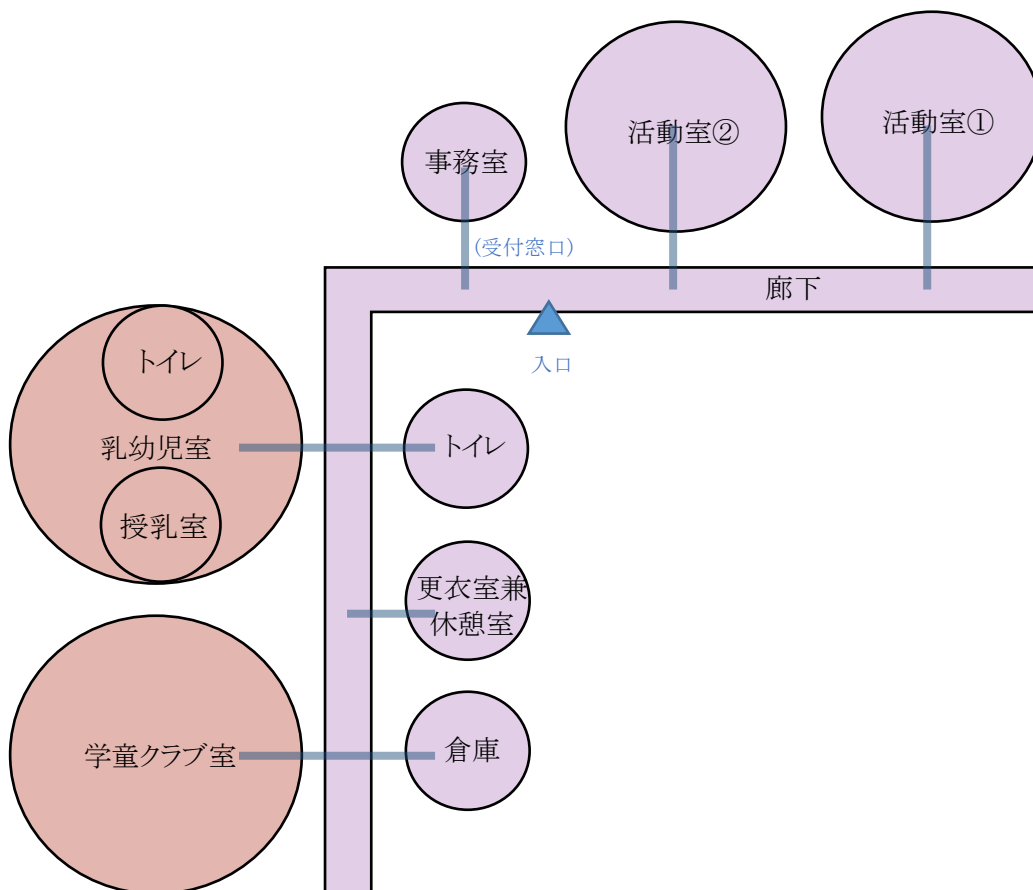
② 地域開放型学校図書館・特別教室



③ キッズ・プラザ



※キッズ・プラザ内



(3) 各種計画

各種計画概要は、統合新校校舎等整備の基本的な考え方にに基づき、以下に整理する。

① 配置計画

- ・ 主たる校舎を北側敷地に配置し、南向き諸室に十分な日照、採光、通風を確保できるように配置する。
- ・ 道路上空通路は、児童が安全に利用できる通路幅を確保したうえで、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた、見通しがいい通路として整備する。
- ・ 校庭は、現在の鷺宮小学校及び西中野小学校と同等以上の規模とし、トラック120m(6レーン)程度、直線50m(6レーン)程度を確保する。また、日照を十分確保した、水はけの良い校庭(人工芝)とする。
- ・ プールは、消防水利としての活用の他、災害時の避難所としての生活用水を確保するため、北側敷地の屋上に配置する。
- ・ 屋内運動場は、全校集会や式典、休み時間の活動等にも利用しやすいよう、主たる校舎棟となる北側敷地1階のエントランス至近に配置する。
- ・ セキュリティ確保のため、地域開放を行う「地域開放型学校図書館」、「キッズ・プラザ」、「屋内運動場」の動線を敷地南側、北側に集約させると同時に、学校と地域開放型学校図書館、キッズ・プラザが相互利用しやすい配置とする。
- ・ 給食室は、搬出入車に対する児童の安全を確保出来るよう、北側敷地の北側に配置する。
- ・ 正門位置は通学区域における児童推計値を踏まえ、北側敷地東側及び西側とする。なお、北側敷地の北門、南側敷地の北門については平常時施錠の臨時門とする他、地域開放用門としても整備する。

② 平面計画

- ・ 普通教室は、南向き、東向き採光とする。
- ・ 特別支援学級は、通常学級の児童との関わりを意識するとともに、障害の状態や特性等に配慮のうえ、職員室や校庭が近接した北側敷地2階に配置する。
- ・ 普通教室・特別教室等の学習諸室は、主として北側敷地に配置し、一部を南側敷地へ配置する。
- ・ 図工室、音楽室は各学年が、理科室は3年生以上が、家庭科室は5年生以上が使用することを想定し、設置階層を計画する。
- ・ 音楽室は、十分な防音対策を図るなど、遮音等に配慮のうえ配置する。
- ・ 特別支援教室は、落ち着いた環境で専門的な指導が行えるよう配慮のうえ配置する。
- ・ 職員室・校長室は、校庭や南側校舎への動線を踏まえ、北側敷地2階での配置とする。
- ・ 教育空間の拡張や環境負荷の軽減等に有効なバルコニーを整備する。
- ・ 一足制における教育環境を踏まえ、北側敷地の校舎から道路上空通路を渡り、直接校庭に出ることができる屋外階段を南側校舎に整備し、校庭を利用しやすくする。

- ・ 北側敷地 2 階の廊下に屋内運動場を見渡せるギャラリーや、オープンスペースを整備のうえ、多様な教育活動に利用できる空間を整備する他、校舎と道路上空通路、校庭への階段を見通し良くつなぎ、敷地が分かれている建物を一体的でまとまりのある空間とする。
- ・ 管理員室は、屋内運動場の地域開放を含む来訪者対応を行うことから、外部との連絡口となる北側敷地の北側に配置する。
- ・ 保健室は、屋内運動場との連絡が良く、救急車両が近接しやすい北側敷地 1 階のエントランス近くに配置する。
- ・ 学校における教育相談を充実させるため、教育相談室は保健室と近接した配置とする。
- ・ 放送室は、屋内運動場利用時や教職員・児童の利便性に配慮し、北側敷地 2 階での配置とする。
- ・ 校庭での活動を踏まえ、校庭に面する南側敷地の 1 階に保健室や放送室の機能を持つ部屋を配置する。
- ・ 衛生面での配慮のうえ、各教室へ給食の配膳が行えるよう、給食室やトイレを配置する。
- ・ 備蓄倉庫は、屋内運動場に面した 1 階での配置を基本とする。
- ・ 地域開放型学校図書館は、コンピュータ室と一体的に整備する。
- ・ キッズ・プラザの事務室にて、校庭にいる児童の見守り、安全管理を行える配置とする。
- ・ 屋内運動場及び地域開放型学校図書館、キッズ・プラザには一般利用者用に専用のトイレを設ける計画とする。
- ・ プールの設置においては、周辺からの視線等に配慮した計画とする。

③ 構造計画

- ・ 学校としての耐震性能を確保するため、構造設計指針(平成 30 年 4 月東京都財務局)における耐震性の目標水準(分類Ⅱ)を考慮のうえ、整備する。(必要保有水平耐力 1.25 倍割増し)

④ 設備計画

- ・ 安全性、信頼性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な設備計画とする。
- ・ 空調設備は、屋内運動場を含めた各教室に導入する。
- ・ 屋内運動場のような大空間の空調設備は、ランニングコストの低減に配慮した機器を採用する。
- ・ 校庭の視認性確保のため、校庭が見渡せる監視カメラを設置し、職員室から確認できるようにする。

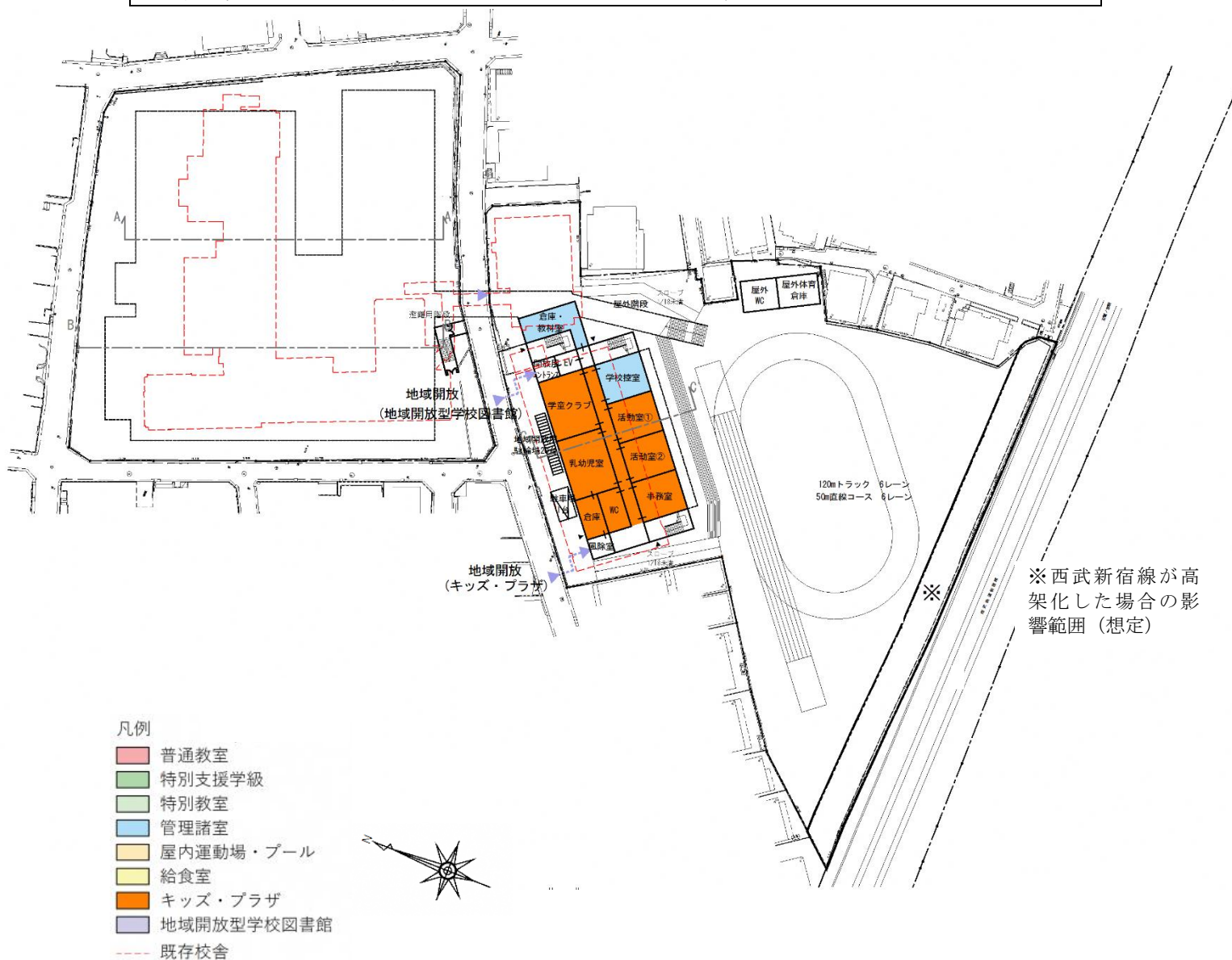
⑤ 環境計画

- ・ 環境の実践的教材として、太陽光発電装置を設置する等、省エネルギーや環境に配慮した計画とする。

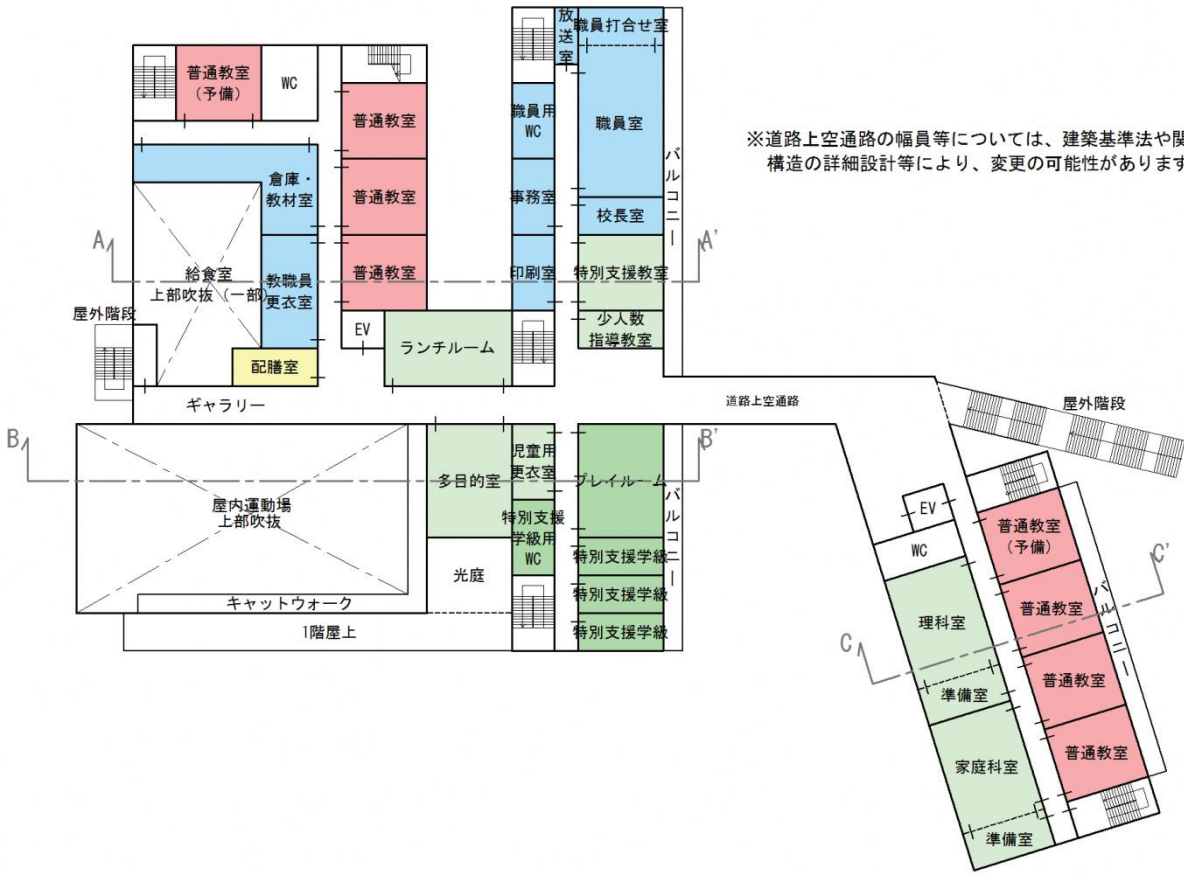
(4) 基本配置

【地上3階建て】

- ・校舎棟建築面積約 4,910 m² (北側校舎：約 3,730 m² 南側校舎：約 1,180 m²)
- ・校舎棟延べ面積約 10,230 m² (北側校舎：約 7,370 m² 南側校舎：約 2,860 m²)
- ・校庭面積約 4,380 m²
- ・校舎棟階高約 3.1m
- ・通学門は北側敷地東側、西側に設置
- ・普通教室は、南側、東側に面して配置
- ・特別教室は、北側、東側に面して配置
- ・特別支援学級は、普通学級とのかかわり等を意識した2階に配置
- ・開放施設(地域開放型学校図書館、キッズ・プラザ)は、南側敷地の1階及び2階に配置
- ・給食室の搬出入は、北側敷地の北側から行う配置



配置図・南側敷地1階平面図 (S=1/1,200)

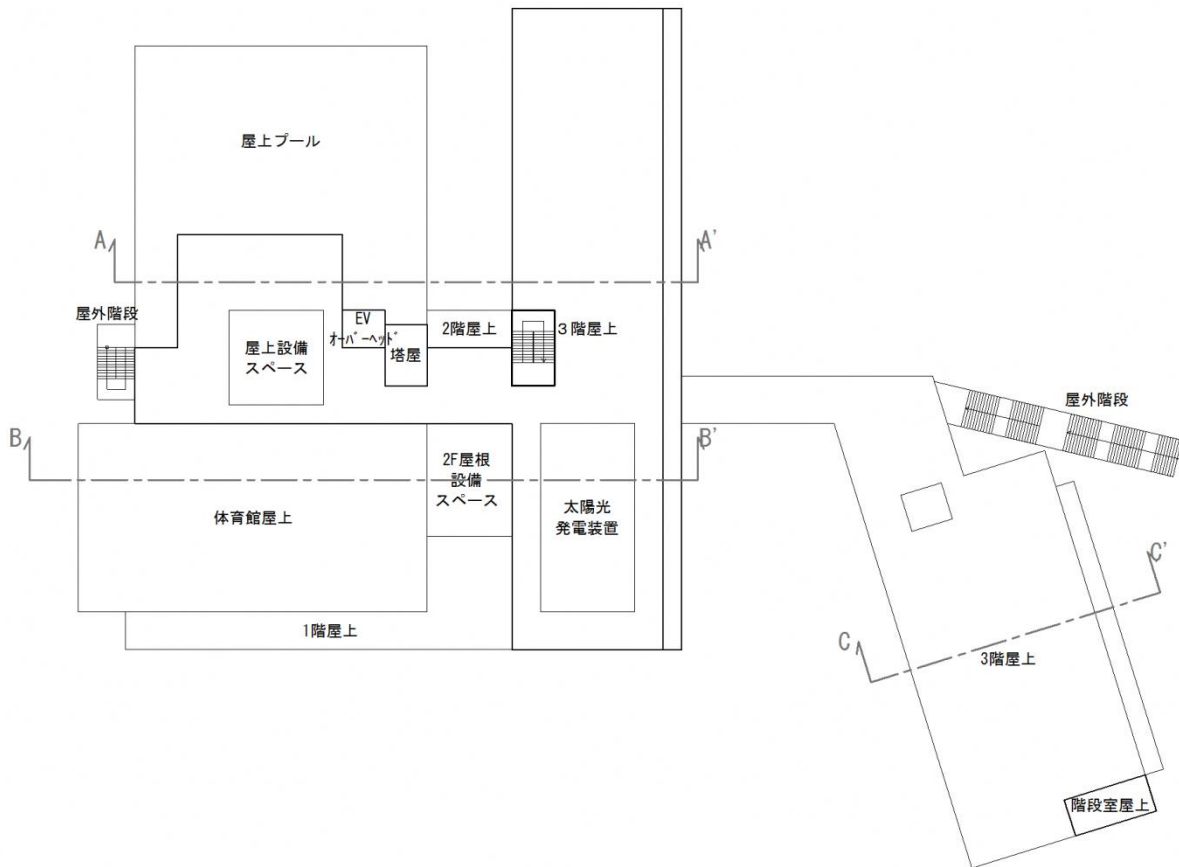


※道路上空通路の幅員等については、建築基準法や関係法令、構造の詳細設計等により、変更の可能性があります

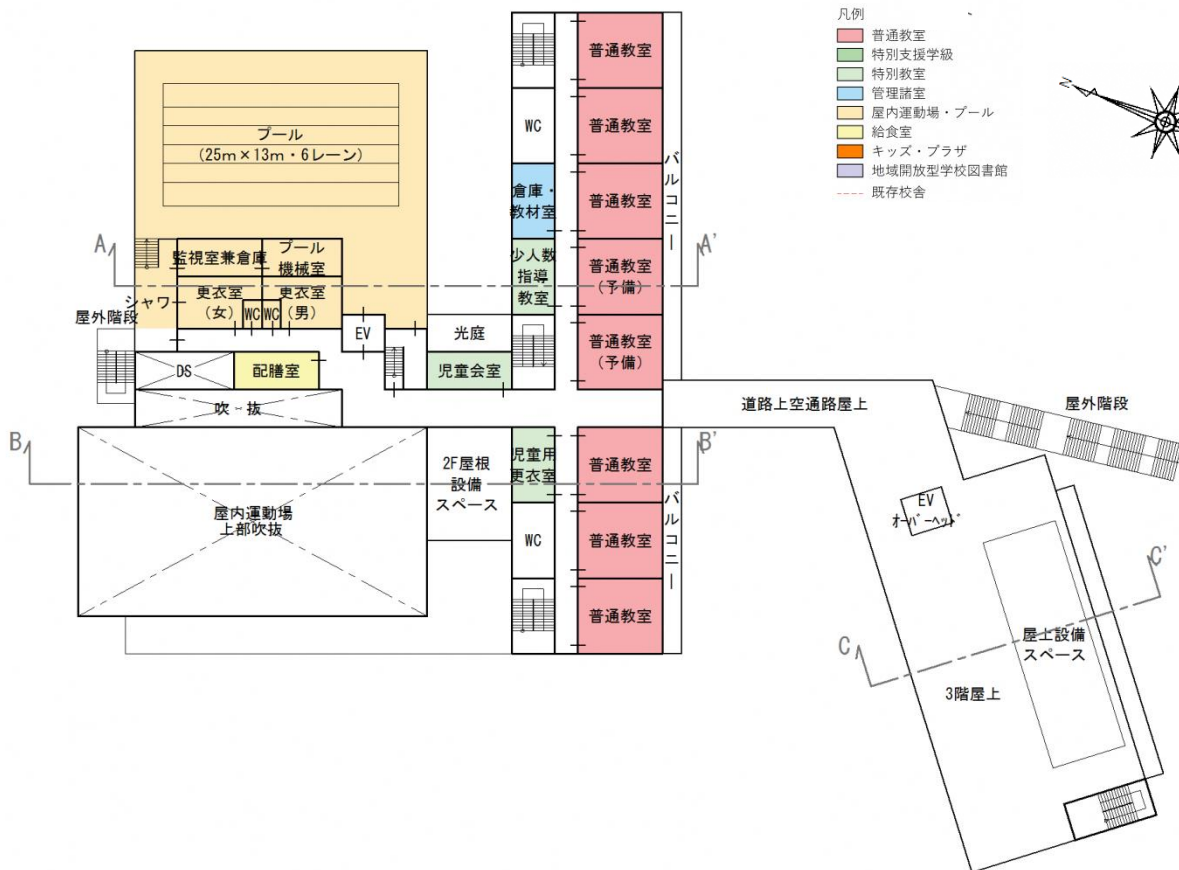
10)



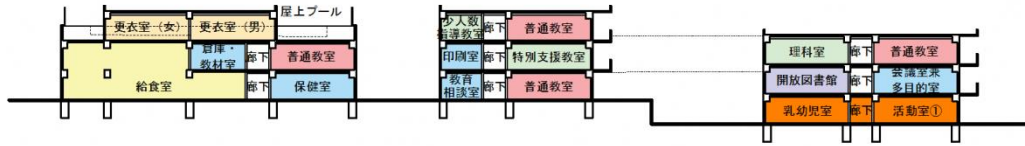
北側敷地1階・南側敷地2階平面図 (S=1/800)



北側敷地屋上図 (S=1/800)

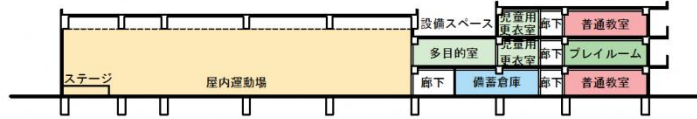


北側敷地3階平面図・南側敷地屋上図 (S=1/800)



A-A' 断面図 (S=1/800)

C-C' 断面図 (S=1/800)



B-B' 断面図 (S=1/800)

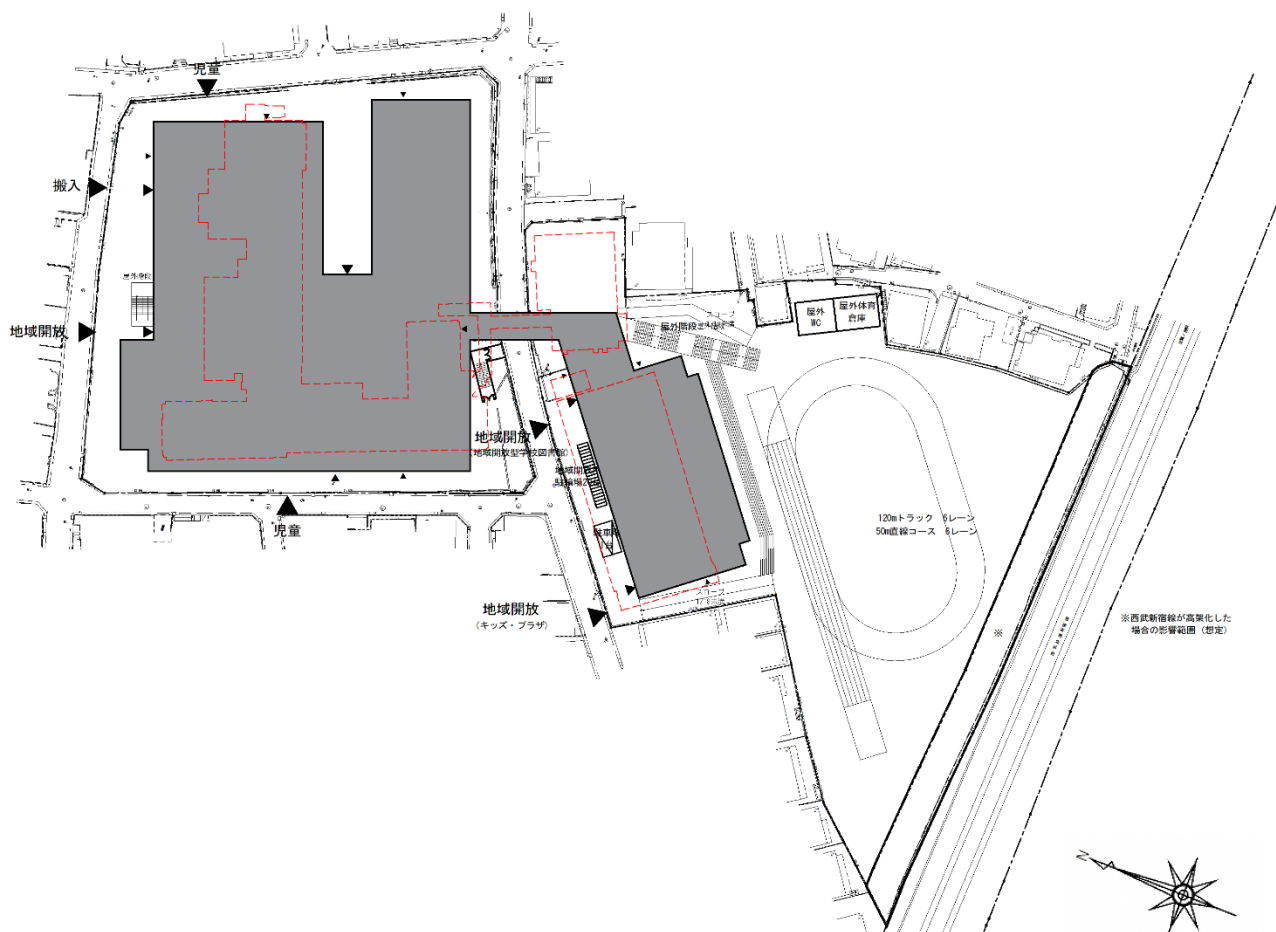
(5) 外構計画

公共施設のエントランス整備

地域開放型学校図書館及びキッズ・プラザは、南棟に、屋内運動場は北棟に配置のうえ、公共施設のエントランスとして、道路からの視認性を考慮のうえ整備する。

緑のバッファー整備

周辺環境と調和を意識し、本敷地内においても新校舎にふさわしい、緑豊かな景観を形成していく。



(S=1/1, 200)

動線・セキュリティ計画

児童通学用の門として、北側敷地の東側、西側に正門を設ける。

地域開放施設(地域開放型学校図書館、キッズ・プラザ)へは南北敷地の中央にある道路から、地域開放施設(屋内運動場)へは、北側敷地の北側道路から、給食搬入車両は北側敷地の北側道路(屋内運動場出入口より東側)から出入りすることで、児童との動線が交錯しない安全な動線計画とする。

災害時における、校庭への避難にあたっては、児童の安全を鑑み、北側敷地からアクセスしやすい階段を整備する。

北側敷地周辺の擁壁

新校舎の外構計画とあわせて、北側敷地周辺の擁壁についても、現況確認を進め、対応の可否等を検討していく。

5 今後の留意事項

教育委員会等での議論等を踏まえ、基本設計、実施設計を進める上での留意事項を整理する。

(1) 配置計画に関して

- ・ 小学校、地域開放型学校図書館、キッズ・プラザがわかりやすく、近隣建物に配慮した外構計画とする。
- ・ 施設の管理運営の仕方を整理し、より良い環境となるよう諸室の配置や駐輪場の設置場所等を引き続き検討する。
- ・ 外構計画において、必要となる遊具、植栽等の整理をする。
- ・ 植栽計画において、児童にとって豊かな生活環境となる樹木・水場の検討を行う。
- ・ 西武新宿線の連続立体交差事業に関する情報収集を引き続き行い、影響を考慮した計画としていく。
- ・ 日影規制、斜線制限を詳細に検討し、近隣にも配慮した上で計画する。
- ・ 学校周辺の敷地形状や擁壁など現在の状況を把握し、整備方法を検討する。

(2) 平面・断面計画に関して

- ・ 特別支援学級の児童と通常学級の児童の交流が自然に生まれるよう動線計画等を検討していく。
- ・ 諸室に必要とされるもの(仕上げ・備品・設備)について学校などにヒアリングを行い整理する。
- ・ 建築基準法における単体規定(避難経路、階段設置、居室となる教室の整理、防火区画等の技術的な基準・規定)を整理し、平面に反映させる。
- ・ 道路上空通路について、有効幅員の根拠づけを明確にするとともに、関係機関等と早めに協議をしていく。
- ・ 児童にとって豊かな教育環境となるよう、ゆとりの空間の確保や天井形状工夫について、検討する。
- ・ 災害時の想定に基づいた避難所機能の整理を行う。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、誰もが使いやすいよう配慮した施設整備を引き続き検討する。
- ・ 一足制のメリットを活かした施設整備を引き続き検討する。
- ・ 一足制の運用を踏まえ、下足利用に適した床材について引き続き検討していく。
- ・ 校庭の整備にあたっては、児童の使用実態を踏まえたうえで、メンテナンス方法や維持管理コストなども考慮のもと、表層部分の材質(人工芝やゴムチップ等)について、検討する。
- ・ 屋上プールの整備にあたっては、周囲からの視線対策や直射日光を避けるための工夫を

検討する。

- ・ 地域開放型学校図書館やキッズ・プラザの運営方法や使い方を整理し、仕様や動線計画、セキュリティ計画を検討する。
- ・ 敷地境界位置と建物位置が近接している箇所において詳細検討を行う。

(3) 構造計画に関して

- ・ 平面、断面形状より柱スパン・構造形式・構造種別の選定を行う。
- ・ 合理的でバランスの取れた構造計画を検討する。
- ・ 屋内運動場、プール、道路上空通路などの特殊な用途の構造計画を整理する。
- ・ 地盤の状況、建物特性を考慮し、基礎形式の選定を行う。

(4) 設備計画に関して

- ・ 諸室の電気設備(照明、放送、電話、受変電、テレビ、インターネット、監視カメラ、動力、防災等)について検討する。
- ・ 図書室、音楽室等の設置を踏まえた防音対策を検討する。
- ・ 給排水衛生設備、空調換気設備について検討する。
- ・ 雨水排水計画について検討する。
- ・ 設備は、機器更新、メンテナンスを考慮した機器の選定と配置計画を行う。
また、必要なスペース(PS、EPS、機械室、電気室)を検討し、平面に反映させる。
- ・ 避難所機能を備えるために必要な設備について検討を行う。
- ・ 屋内運動場、プールの仕様を決定し、設備計画を作成する。
- ・ 地域開放型学校図書館やキッズ・プラザの管理運営方法を整理し、運営時間の違い等に配慮した設備計画を作成する。

(5) 環境計画に関して

- ・ 環境負荷低減・省エネルギー化を目指した建物仕様・設備選定を行う。